

地上デジタル放送普及対策検討会会則

(名称)

第1条 本会は地上デジタル放送普及対策検討会（以下「検討会」という。）という。

(目的)

第2条 検討会は、情報格差を拡大することなく、円滑に地上デジタル放送への完全移行を達成するため、難視聴地域が多く存在している都道府県が、連携して諸課題について対策の検討や関係機関への働きかけを行うことを目的とする。なお、これらを効果的に推進するため、情報化に関する知事レベルの会議等と地上デジタル推進全国会議との適切な連携を図るものとする。

(事業内容)

第3条 検討会は、次の各号に掲げる事項について協議、検討する。

- (1) 地上デジタル放送の中継局の整備拡充等に関すること。
- (2) 地上デジタル放送の受信格差解消に関すること。
- (3) 地上デジタル放送に関する住民への啓発・広報に関すること。
- (4) その他、検討会の目的を達成するために必要と思われる事項に関すること。

2 検討会は、地上デジタル放送を推進する全国的な組織との連携や情報化に関する知事レベルの組織への提言等を行う。

(構成及び役員)

第4条 検討会は趣旨に賛同する都道府県の地上デジタル放送担当課室長等で構成する。

- 2 検討会に会長1名、副会長2名をおく。
- 3 会長は検討会を総括する。会長は会員の互選による。
- 4 副会長は会長を補佐する。副会長は会員の互選による。

(会議の開催)

第5条 検討会は、会長が召集し、会長は議長となる。

- 2 検討会は、会長が必要と認めたととき及び関係都道府県の要請があったとき開催する。

(幹事会)

第6条 検討会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、検討会の議題の調整、提案等を行う。

(幹事会の構成)

第7条 幹事会の構成は、各号に掲げるとおりとする。

- (1) 代表幹事 1名
- (2) 副代表幹事 2名
- (3) 幹事 若干名

- 2 代表幹事は、検討会の会長がこれを兼任する。
- 3 副代表幹事は、検討会の副会長がこれを兼任する。
- 4 幹事は会員の互選による。

(会員以外の出席)

第8条 会議には会員のほか、必要に応じて、国、放送事業者、会員以外の地方公共団体などの関係者及び有識者の会議への出席を求めることができる。

(事務局)

第9条 検討会に事務局をおく。

- 2 事務局は、会議の開催に関する事務等を処理する。
- 3 事務局は、会長県の地上デジタル放送担当主管課内に置く。

(設置期間)

第10条 検討会の設置期間は平成26年3月末までとする。ただし、検討会において期間の延長を決定した場合はこの限りでない。

(その他)

第11条 この会則に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項はその都度協議して定める。

附 則

- 1 この会則は、平成17年2月3日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成19年2月2日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成21年2月13日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成24年3月7日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成25年3月11日から施行する。